

## 2026(第15回)いちのみや秋の緑化フェア 出店要領 5 (キッチンカー)

「いちのみや秋の緑化フェア」は、木曽川の清流のもと緑と自然の空間の中で市民参加型のイベントとして、公園の利用促進及び緑化の推進を図ることを目的に開催します。

2026(第15回)いちのみや秋の緑化フェアの一環として実施するキッチンカーの出店については、以下のとおりとします。

### 1 開催日時

2026年10月3日(土)、4日(日) 午前9時30分から午後4時

### 2 出店品目

軽食及び飲料で、保健所から食品営業許可された品目であり、法律で禁止されているもの、品質保証できないもの、安全性・社会性等の観点から主催者が不適切と判断したものは販売できません。

### 3 出店資格

キッチンカーを所有する個人、法人又は任意団体及び店舗を構える者が、会場で調理又はパック詰めして販売するものとする。また、ディーゼルカーを利用する場合は規制適合車を使用してください。

(1) 出店しようとする者は、次に該当しなければ申し込むことができません。

- ・食品衛生責任者等資格を有する者
- ・保健所の許可を受けている者
- ・保健所より移動販売車による食品営業の許可を受けている者
- ・適切なゴミ処理(残飯類)及び販売後、キッチンカー周囲のゴミ(包装類)回収を行える者
- ・法人の場合、会社更生法、民事再生法に基づく更生、再生手続きを行っていない者

(2) 出店しようとする者が次に該当する場合は出店することができません。

- ・破産者であり、復権していない者
- ・懲役または禁固の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- ・申込業種について、申込日から過去1年以内に行政処分を受けた者
- ・市民税等の税金を滞納している者
- ・一宮市暴力団等排除に関する条例で定める暴力団等
- ・主催者が出店にふさわしくないと判断した者

(3) 出店しようとする者は、以下の条件が必要となります。

- ・食品衛生法第55条第1項の規定に基づき移動販売車による食品営業の許可証を有すること。
- ・地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当するものでないこと。
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項1号の処分を受けている、又は過去に受けたことのある団体及びその代表者、構成員などでないこと。

- ・会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行っていないもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てを行っていないものであること。
- ・一宮市税に滞納がないこと。
- ・使用するキッチンカーは、出店者が所有権を有していることが条件であり、レンタカーでの出店はできない。（ただし、法人が使用者・名義の場合、雇用関係が証明できる場合は、この限りでない。）

#### 4 出店数等

- (1) 出店場所：大芝生広場周辺
- (2) 出店数：4店程度
- (3) 出店区画：奥行2.4m×間口6.0m以内（庇等を上げた最大の大きさ）

#### 5 申し込み方法

電子申請二次元コード

- (1) 電子申請で事務局へ申し込むものとします。  
電子申請URL：<https://logoform.jp/form/Z3LR/1620001>
- (2) 申し込み期限は、2026年7月17日（金）とします。
- (3) 申し込みは1団体1店に限ります。



※申し込み者が多数の場合は以下の優先順位の順に抽選とします。

①市内在住 ②愛知県内在住又は岐阜県の隣接自治体在住 ③その他

※岐阜県の隣接自治体：羽島市、各務原市、羽島郡笠松町、羽島郡岐南町

- (4) 出店の決定・選外は電子メール等にて通知します。

#### 6 出店料

- (1) 1日1店あたり：5,000円（軽自動車、小型自動車及び普通自動車のいずれも）
- (2) 出店料は、電子メール等にてお知らせする別に定める日までに銀行振込又は平日午前9時から午後5時までに直接持参するものとし、出店申し込み以降取り消しの申し出があった場合でも、返金いたしません。
- (3) 主催者が本出店要領の「9 開催の中止」により中止し、出店できなかった場合は、返金いたしますので、中止のお知らせ日から2週間以内の平日午前9時から午後5時までに事前連絡の上、「11 問合せ先」までお越しくください。また、お越しいただけない場合は、振込による返金も可能です（ただし、振込手数料は出店者負担）。なお、雨天決行の場合は返金いたしませんので、あらかじめご承知おきください。

#### 7 搬入・搬出

- (1) 出店物品等の搬入・搬出に要する一切の経費は、出店者の負担とします。
- (2) 出店ブースの装飾や搬入・搬出にかかる費用については、出店者の負担とします。
- (3) 出店車両は1出店者につき1台のみとします。

(4) 搬入時間：出店当日の午前7時から8時15分

搬出時間：午後5時から6時

午前8時15分から午後5時までは、会場への車両の乗入れは出来ません。ただし、公園管理者の指導により変更することがあります。

(5) 会場内へ車両を乗入れるときは、必ずハザードランプを点灯し、徐行（5km/h以下）で走行してください。

## 8 注意事項

(1) 主催者は、会場全般の管理を行いますが、商品等の管理については、出店者が一切の責任を負うものとし、盗難・紛失、損傷等による損害に対し、主催者は賠償の責任を負わないこととします。

(2) 当日、必ず参加決定通知書兼領収証及び資材搬入車両通行証を必ずご持参ください。

(3) 出店者は、整理整頓に努め、ゴミ等は自己の責任で処理してください。

(4) 出店に係るトラブルは、原則、出店者と来場者との当事者間で解決してください。これに関連し、来場者から問合せ等があった場合、内容に応じて出店者の連絡先を伝える場合があります。

(5) 商品等の販売及びPR活動は、主催者の指定した出店ブース内で行ってください。

(6) 販売した商品について、苦情等があった場合、当該出店者が一切の責任を負うこととします。

(7) 出店者は、自身の出店に関わる全ての内容（キッチンカー等の管理・金銭管理・運営等）について責任を持って対応してください。また、天災その他の不可抗力によって発生した事故（損傷、焼失、盗難、紛失等）について、主催者は一切の賠償責任を負いません。

(8) 主催者が本出店要領の「9 開催の中止」により中止した場合においても人件費、商品等の一切の補償はしません。

(9) 電気、ガス、水等は各自で用意してください。また、火気器具等を使用する場合は必ず消火器を備え付けてください。発電機を車外に出す際には、来園者が触れることがないように、柵等で囲ってください。

(10) 販売終了後の出店ブース付近は、設置前と同じ状況（現状復帰）へ戻してください。

(11) キッチンカーの破損、紛失等について、主催者は一切責任を負いません。

(12) その他、主催者の指示に従わない場合は、退店していただく場合があります。併せて、次回からは出店を拒否させていただくこともあります。

## 9 開催の中止

以下の場合、開催を中止します。中止の場合は、Facebook・X・Instagramの公式SNSでお知らせします。

アカウント名：いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会

(1) 開催前に、一宮市で震度5弱以上の地震が発生し、地震の影響があると判断した場合。

(2) 開催日当日午前7時に、一宮市で大雨・氾濫・暴風警報のいずれかが発令されており、開催開始時間以降も警報が継続すると予想される場合。

(3) 開催時間中に、一宮市で大雨・氾濫・暴風警報のいずれかが発令された場合。

- (4) 開催時間中に、一宮市で震度5弱以上の地震が発生した場合。
- (5) 開催時間中に、南海トラフ地震臨時情報が発表され、主催者が中止すべきと判断した場合。
- (6) その他イベントの準備及び安全な運営に支障があると判断した場合。

## 10 その他

- (1) 出店者への説明会を事前に開催します。(9月上旬予定。別途電子メール等にて通知します。)
- (2) (1)の説明会において、参加決定通知書兼領収証及び資材搬入車両通行証を配付します。
- (3) 本イベント終了後にアンケートを実施しますのでご協力をお願いします。

## 11 問合せ先

〒491-8501 一宮市本町2-5-6

一宮市まちづくり部公園緑地課 緑化・景観グループ内

いちのみやリバーサイドフェスティバル運営協議会事務局

担当：永田、坂口、春日井

TEL：0586-28-8636（開催期間中：080-2614-7493）

電子メール：[kouen@city.ichinomiya.lg.jp](mailto:kouen@city.ichinomiya.lg.jp)